

障害者用駐車場の実態

社会問題となっている障害者用駐車場は、法的（バリアフリー新法）には車いす使用者などの利用する自家用車を対象とし、その構造及び設備に関する主な基準は次の通りである。

- ・ 車いす使用者が乗車する自動車の専用駐車施設を、1カ所以上設けること。
- ・ 幅は3.5m以上とすること。
- ・ 車いす用駐車施設の表示をすること。
- ・ 駐車場の出入り口に最も近い位置に設けること。

現行のバリアフリー新法による駐車場の基準は、上記のように定められている。

障害者の社会参加を目標にする福祉のまちづくりは、当初のバリアフリーからユニバーサルデザインの施設へと現在変容している。それは、従来の障害者等に対する特別な措置を実施するのではなく、すべての人々が共生する場の創出を主眼とする考え方を基にしている。

しかし、その理念とは裏腹に実際には施設利用において適正利用が行われず、前号までに記したように施設の意義が曖昧となり社会問題化している。障害者用駐車場の問題点について、具体的に現場ではどのような取り組みが行われているのか、また適正利用に向けた問題解決への課題とは何かを検討したい。

障害者用駐車場の表示事例

先述するように、法的に定められた障害者用駐車場は幅3.5mであり、対象は車いす使用者となっている。また、表示することが法的に義務づけられているが、実際はどうかである。4例で確認する。

1つ目は、「おもしろい駐車場」（写真1）とした表示事例である。



「おもしろい駐車場」（写真1）



「車いすと妊婦、松葉杖の人の絵文字」（写真2）

具体的には絵文字で車いす、妊婦、松葉杖の人を表し、「おもしろい駐車場」と表示し、「健常者の方は駐車をご遠慮ください」という文章で利用対象者を示している。

車いす専用とはなっていない。また、そこに置かれている表示パイロンが車いす使用者には乗降の際、邪魔となっている。駐車場の幅と設置箇所は法律の基準どおりである。

2つ目の事例は、「車いすと妊婦、松葉杖の人

の絵文字」（写真2）で表した駐車場である。

ここでは、「健常者の方はご遠慮ください。マナーを守りましょう。」と文章で利用上でのモラルを喚起している。幅は3.5mであり、入り口に近い。

3つ目は、「お体の不自由な方専用」（写真3）と表示している。

この駐車場は、車いすマークを表示してそのマークの所にお体の不自由な方専用と明示し、「身障者の方が大変お困りです。あなたの心がいたみませんか？

健常者の方の駐車は堅くお断り致します。」と一般の人に対しての文章で啓発し、喚起している。細かく利用対象者は限定していない。幅も設置箇所も基準通りである。

4つ目の事例は、「車いすマークと文章で表示」（写真4）したものである。

ここでは車いすマークだけで表示し、「優先駐車にご協力頂きましてありがとうございます。」と文章を示した四角形のパイロンが置かれている。特にモラルに訴える



「車いすマークと文章で表示」（写真4）

ような啓発の文章や利用対象者についての表示はない。設置箇所は比較的近くであるが、幅は基準を満たしていなかった。

以上が障害者用駐車場の表示事例である。写真で紹介した4事例からいえることは、各地の障害者用駐車場はそれぞれ利用対象者の表示が異なっていることである。共通することは、いずれも車いすマークを表示していることであるが、利用対象者についてはさまざまである。「お体の不自由な方専用」と定めたもの、それ以外は「絵文字で車いす、妊婦、松葉杖の人を表す」などで、利用対象を車いす使用者に限定していない結果となっている。

また、適正駐車への啓発も施設によって異なっている。個々の施設側の判断に委ねている部分が大きく、利用対象者が曖昧である。法律で義務づけている車いす使用者を対象とした駐車場の本来の意義が徹底されていない。